

資料

概観ルクセンブルグ国際私法

— Dietrich Bernecker の所論のうち特に財産法に関する紹介 —

岡 本 善 八

- 一 は し が き
- 二 ルクセンブルグ私法体系
- 三 法性決定・反致・公序
- 四 各 論
 - (一) 能 力
 - (二) 物 権
 - (三) 債 権
- 一

ルクセンブルグの近代史はナポレオンの征服に始まる。従って、その近代私法の端緒は、一八〇四年乃至一八〇七年の征服の下にフランス民法が施行せられたのに始まる。政治的には、一八一五年のナポレオンの没落後のウィーン列国会議によりオランダ・ベルギーよりネーデルラント連邦王国が設立し、ルク

センブルグは大公爵領としてネーデルラント王国に属したが、同時にドイツ連邦の構成員となった。然しその独立に当りベルギーは一八三〇年ルクセンブルグを併合したが、然し、一八三九年ロンドン条約により、フランス語使用地域のみを現状にとどめた。その後一八六七年にドイツ連邦の崩壊により、大公爵領は旧主権に基き中立を宣言した。更に一八九〇年にオランダの Mannestein の Oranien-Nassau の分家が死にたえるにおよびルクセンブルグは Nassau Adolph 大公爵に属するに至り、ネーデルラントとの血縁関係が消滅し、一九〇七年法により始めて女王が誕生するに至ったわけである。

経済的には、一八四二年より第一次大戦終了までドイツの関税同盟国であったが、一九二一年以来ベルギーと関税および通貨同盟国となり、一九四八年以後ベネルクス関税同盟を締結し、一九五一年より一九五七年の間つきつきに石炭鉄鋼共同体・欧

州経済共同体・ユーラトムの構成員となり、特に石炭鉄鋼共同
 体の本部が設置せられている点は留意すべき点である。その地
 理的位置からする隣国との緊密性、その領域の狭益にもかかわ
 らず鉄鋼業の隆盛は、従来より涉外的關係への関心を深めざる
 を得ない事情をもたらしており、近年においても一九六一年の
 工業労働者の三〇パーセントは外国人は主としてイタリア人で
 あり、又この国に本店を置かんとする会社設立活動もしばしば
 見出しうる実情にある。かかる実情およびヨーロッパ共同体中
 の特異な地位からしていかなる国際私法理論を採用するかを、
 Dietrich Bernecker, Internationales Privat- und-Prozes-
 srecht im Grossherzogtum Luxemburg, Rabels Zeitschrift
 für ausländisches und internationales Privatrecht, 27.
 Jahrgang 1962 Heft 2, S. 262. の労作の一部より特に財産法
 に関係する部分を紹介するのが、本稿の内容である。

二

(一) ルクセンブルグの私法体系は、政治的にはフランスと分
 離した後も、ベルギーと同じく基本的に Code Civil, Code de
 procédure, Code de Commerce を継承しているが、他の二
 国に比較するとルクセンブルグ法は当初のナポレオン私法を修
 正するところが少ない点に特色があるとせられる。

また、その裁判所構成法は、一八八五年二月一八日法にもと
 づくが、その後一九六一年八月七日の改正に至るまで数度にわ

たり改正せられているが、おおむね次の如くおおむね四審制を
 とるといえる。

裁判設置 所名数	Justices de paix (Friedensgerichte)	年度	管轄事項
Tribunaux d'arrondissement (Bezirksgerichte)=T. d. Commerce, art. 414 c. proc. c (Handelsgerichte)	12		
2	1842・12・27 法 → 1950・8・29 法。		
裁判官 3 名	裁判官 1 名		
(1) 第一審としては、一九五〇年八月二九日法により、治安裁判所の管轄に属しない事項。 (2) 第二審としては、治安裁判所判決に対する控訴(民訴四三四条以下)。請求権・動産・商事訴訟とも四〇〇〇フラン以上。	(1) 債権 (actions personnelles) および動産訴訟 (action mobilières) にして訴訟額一二〇〇〇ルクセンブルグマルク以下の訴訟。 (2) 不動産訴訟 (actions immobilières Pétitoires) にして、それによる賃貸収入が六〇〇フラン以下の訴訟。 (3) 本裁判所の管轄に属する請求に基ずく担保の実行・差押。 (4) 訴訟額に関係なく、演習による損害、賃貸借または小作契約における修繕請求権、民法二〇五条乃至二〇七条における扶養請求権に関する訴訟。		

Cour supérieure de justice (= Appellationshof)	Cour supérieure de justice (= Der Kassationshof)
1 (上訴最高裁判所)	裁判長 1 名 (違憲審査裁判所)
裁判官 5 名	裁判官 6 名
<p>(1) 地方裁判所を第一審とする判決に対する控訴。但し請求権・動産・商事事件については二五〇〇フラン以上、不動産事件については、年収益一五〇〇フラン以上。</p> <p>(2) 同級の労働裁判所の判決および労働者に対する Conseils de prud'hommes の決定、および雇傭関係仲裁裁判所 (Tribunaux arbitraux pour les contestations entre patrons et employés privés) の判決に対する上訴。</p>	<p>(1) 一八八五年二月一八日法第三条の条件に従い、上訴最高裁判所の判決についての違憲裁判。</p> <p>(2) 破棄判決の効果は、同等の労働事件に於ての Conseil Supérieur des Assurances Social 及び Conseil Arbitral des Assurances Social に及ぶ。</p> <p>(3) 破毀裁判所は、事件を差戻すことなく、自判する。</p>

裁判所における公用語は、特に民商事事件についてはフランス語である。

(二) 前述の如く、ルクセンブルグはフランス法を承継してい

るため、国際私法規定は少ない。ただ条約としては、次のものがある(一九六二年四月現在)。

条 約 名	時 日	内国法
(1) 亡命者の法的地位に関するジュネーブ条約	1951. 7. 28	1953. 5. 20
(2) 無国籍者の法的地位に関するニューヨーク条約	1954. 9. 28	1960. 1. 13
(3) 鉄道旅客手荷物運送取引についてのベルヌ条約	1952. 10. 25	1954. 12. 13
(4) 鉄道運送取引についてのベルヌ条約	1952. 10. 25	1954. 12. 13
(5) 婚姻に関するハーグ条約	1902. 6. 12	1904. 5. 10
(6) 離婚および別居に関するハーグ条約	1902. 6. 12	1904. 5. 10
(7) 子の扶養義務に関するハーグ条約	1956. 10. 24	1958. 7. 17
(8) 未成年後見に関するハーグ条約	1902. 6. 12	1904. 5. 10
(9) 国際手形法に関するジュネーブ条約	1930. 6. 7	1962. 10. 8

(10) 国際空中運送規定統一についてのワルジヤク条約	1929・10・12	1949・7・25
(11) 航空機つらくによる地上第三者に対する損害に関するローマ条約	1952・10・7	1956・12・21
(12) プレトロン・ウツド協定	1944・7・22	1945・12・24
(13) 1923・9・24 の仲裁条項についてのジュネーヴ議定書		1930・7・29
(14) 1927・9・26 の外国仲裁裁断の執行についてのジュネーヴ条約		1930・7・29
(15) 1905・7・17 民事訴訟法ハノーグ条約		1909・7・11 1956・3・30
1954・3・30 同上		

さらに、条約の形でベネルクス三国間で一般的な形式で、一九五一年五月一日ハーグで署名せられたルクセンブルグのみが議会を通過し一九五四年一月二六日法として内国法の形式を保持しているが、さし当り他の二国の批准なき限り旧状におかれていることは、既にわが国においても、山田鐸一教授により、紹介せられている点である。

(三) 従って国内法としては、ナポレオン法と同じく明文の規

概観ルクセンブルク国際私法

定はなく、わずかに左の如き規定を見る丈である。

民法——第一章法の一般的公布・効力・適用。

第三条「① 警察および安寧に関する法律は、領土内に居住するすべての人を拘束する。

② 不動産は、外国人の所有する場合においてもルクセンブルグ法により支配する。

③ 人の身分および能力は、ルクセンブルグに居住しない場合でも、ルクセンブルグ法がこれを支配する」。

第二編 人事

第一章 身分証書

第一節 総則

第四七条「外国において、ルクセンブルグ人および外国人により作成せられた身分証書は、その国の方式に従って作成せられている限り証拠力を有する」。

第四八条「外国におけるルクセンブルグ人の身分証書は、外交使節または領事により、ルクセンブルグ法により作成せられる限り、証拠力を有する」。

第五章 婚姻

第一節 婚姻の方式

第一七〇条「ルクセンブルグ人相互間およびルクセンブルグ人と外国人との間の婚姻は、挙行地の方式に従ってなされ、身分証書に関する第六三条による公

告がなされ、ルクセンブルグ人が前章の規定（婚姻の実質的成立要件）に反しない場合は有効である」。

第一七一条「ルクセンブルグ人は、本国帰国後三月以内に、外国においてなされた婚姻証書を住所地の婚姻登録吏に対し届出ねばならない」。

第三編 財産取得法

第二章 生前贈与と遺言

第五節 遺言

第二款 特別遺言

第九九条「ルクセンブルグ人が外国に所在するときは、民法九七〇条に規定する自筆証書の方式、または証書作成地の方式を備えた公正証書により遺言をなしうる」。

第一〇〇〇条「外国において作成せられた遺言は、遺言者の住所地を管轄する官庁に登録せられるまでは、公国領内所在の財産に関し執行をなし得ない。かつ、遺言が不動産に関する条項を包含するときは、更に不動産所在地官庁に登録することを要する。但し、この場合二重の手数料納付を要しない」。

第一八章 先取特権および抵当権

第三節 抵当権

第三款 合意抵当権

第二一二八条「外国において締結せられた契約は、警

察的法規および条約においてこの原則に反する規定なきかぎり、公国内所在の財産に対し抵当権を設定し得ない」。

商事会社法（一九一五年八月一〇日）

第十節 外国において設立せられた会社

第一五八条「外国において設立せられたか、または外国に本店または本拠を有する、すべての会社または団体は、公国内において事業を行ない、かつ訴を提起しうる」。

第一五九条「公国内に主たる営業所を有するすべての会社は、外国において設立せられた場合においてもルクセンブルグ法に従う」。

なお、右掲第一五九条は、一九三三年九月一八日法により、有限会社および民法上の組合についても準用せられる。

三

右にみる如く、ルクセンブルグの一般的規定は稀であり、学説・判例によらざるを得ないが、学説としてはルクセンブルグ公国においては国立大学が存しないことから固有の学説を見出し得ず、結局は *Batiffol* および *Pouillet* の指摘する如く、同法系に属するフランスおよびベルギー判例に影響を受けたルクセンブルグの判例によらざるを得ない実情にある。この点

Bernecker は、一九三〇年より一九六二年四月までの判例を中心として、ルクセンブルグ国際私法の内容を明らかにしている。

(一) 法性決定 (Qualifikation)

例えば、合衆国に生活する合衆国人が、かつてルクセンブルグ人でありルクセンブルグ公國に居住する妻からその嫡出子の引渡を請求せんとする訴を提訴する場合（一九五二・一一・一二二判決）、ルクセンブルグ裁判所はその法廷地法 (lex fori) たるルクセンブルグ法により、この引渡請求を親権行使の問題と解しているが、同様の見解は、離婚についての身分吏の公告手続（民二六四条）が実体法的規定か手続法的規定かの問題に関する三つの事件においても明示せられている (Trib. Lux. 1958. 4. 16; Trib. Lux. 1955. 10. 19; Cour 1919. 1. 30)。この点は、フランス (Cass. 1955. 6. 22) およびベルギー (Trib. Bruxelles 1949. 3. 26) の判決と同一の態度を示している。

ところで、前述の三判例は、いずれも身分吏による離婚公告を非訟事件手続法上の要件と解しているのであるが、具体的に適用せられる準拠法としては、非訟事件に適用せられるのは離婚判決をなした裁判所法である。従って、一九五八年判決および一九一九年判決は当事者がオーストリー人またはドイツ人であっても、その準拠法はルクセンブルグ法であり、一九五五年判決は、ドイツ裁判所の一九四六年婚姻法四一条二項による離婚判決執行に関するものであるから、いわゆる法廷地法は結果的にはドイツ法であることとなる。

更に法性決定に関しては、衝突規定の適用に当り、外国法にのみ存在する固有の制度については外国実質法によるべきであり、特にドイツの扶養請求権 (Alimentenrechts, § 1708 ff. BGB) に関する多数の判例がかかる態度を示している。なお、前掲一九五二年判決の如く準拠法たるコネチカット法上かかる規定が存しない場合、上訴最高裁は「一般原則に従って (im Lichte der allgemeinen Prinzipien) 解釈すべきであり」「母の保護を必要とする娘は当分の間母に監護権あるものとしている」。

(二) 反致 (Rückverweisung)

ルクセンブルグにおいては、属人法に関する二つの判例において固有の反致を認めている。その一は、スイス人が、民法三四一条により出生証書の更正・嫡出子たる地位・母の確定を求めた訴訟である (Trib. Lux. 1936. 4. 29)。これに対し裁判所は、黙示的ながら、事案が身分関係に属することからして、訴訟当事者の本国法たるスイス法によるべきであるが、スイス一八九一年法 N. 28 第二八条の規定を住所地法主義と解することにより (この点は Bernecker は不当な解釈とする)、一般に属人法については反致が認められることからして、裁判所はルクセンブルグ法を適用している。その二は、カナダ人の離婚についての反訴の事件である (Trib. Lux. 1960. 11. 10)。離婚は、身分に関する問題であるから、民法三条三項により本国法によるべきであるが、裁判所は反致を認めることにより民法三

条の趣旨は損われぬとして、ルクセンブルグ法を適用している。すなわち鑑定の結果カナダ法上の住所はルクセンブルグにあるものとして自国法を適用したものである。この点フランス法では、一八七八年の動産相続についての Forgo 事件 (Cass. 1878. 6. 24) 身分法一般については一九三九年以来認められており (Cass. 1939. 5. 10; Cass 1953. 12. 8) ベルギーにおいても一八八二年破産院判決以後一般に反致が認められている。

(目) 公序 (Ordre public)

(イ) リヒテンシュタインにおいても、公序の概念は認められるが、その概念については、例えば、Diekirch 地方裁判所の判決は、Weiss の見解に示唆を得て、次の如き見解を示している。すなわち、「特定の法規が、立法者が一般的公益を配慮しており、この公益が外国立法法の適用により強く損なわれる如き場合には、「国際的公序の要素となる」とする (Trib. Diek. 1930. 3. 26; Weiss, *Traité théorique et pratique de d. i.*, p. III (1912) 105)。また上訴最高裁判所は、外国法の適用が、関係あるルクセンブルグ法の基本的理念を強く害することにより、本国社会秩序の混乱 (un véritable trouble social) をもたらす場合に、公序規定を適用すべきものとしてくる (Cour. 1952. 11. 12; Cass. 1956. 2. 2)。

なお個別的に検討すれば、ドイツ一九四六年法第四八条によるドイツ離婚判決 (Cour. 1952. 6. 18) 、「ドイツ民法一七〇八条および一七一七条による同衾せる男子の非嫡出子に対する扶

養請求権はルクセンブルグ民法三四条二項とは異なるが認められ (Trib. Lux. 1936. 7. 31; Cour. 1937. 7. 21) 、「二個の親権の同時行使 (Cour. 1952. 11. 12) などの属人法に関する事件については、公序に反しないとする例があり、また国際通貨基金に加盟することにより生じた為替管理規定は、条約に合致する限り公序に害しないとせられ (Trib. Lux. 1956. 2. 1) 、「外国租税法に反する契約についても同様の見解を示している (Cour 1955. 1. 12; Cass. 1956. 2. 2)。

これに対し、属人法分野で、公序規定が適用せられた例としては、その国民に対しルクセンブルグにおいて挙行する教会婚を有効とする外国法の適用 (Trib. Lux. 1933. 7. 3) 、「ルクセンブルグ法の趣旨を基本的に逸脱する離婚原因の認容 (判例は別の機会にゆずる) 、「扶養請求権 (Alimentenrecht) につき、ルクセンブルグ民法三四〇条が規定している以上の非嫡出子の父に対する有利な訴訟要件を保障するか、外国法が民法三四〇条第一項に定める以上に寛大な立証要件を定めるか (Trib. Lux. 1958. 1. 13) 、「同条二項の規定による抗議が認められぬか (Trib. Lux. 1938. 3. 30; 1939. 4. 19. Cour. 1941. 2. 5) 、「外国法が第三四〇条三項より長い排除期間 (Ausschlussfrist) を定める場合たるを問わぬ。属人法以外の点につき、公序規定が適用せられる場合としては、次の場合がある。外国関税法違反の契約 (Cass. 1956. 2. 2) 、「外国商品輸出禁止法違反の契約 (Cour. 1918. 1. 18) 、「外国為替管理法違反の契約

(Com. Lux. 1952. 11. 8) 他国の基本法的規定違反の契約 (Com. Lux. 1920. 3. 8) 一九六一年法以前においてルクセンブルグ法上認められていた割賦販売についての月、〇・五パーセント以上の利率を認める外国法を指定する契約、ルクセンブルグにおいて認容せられた額以上の違約金を認める外国法を指定する契約 (Cour 1920. 7. 30) 不法行為準拠法として外国法を指定する約定 (Cour 1894. 5. 25) もっともこれは国際私法規定自体に違反する事例である)、労働契約紛争解決についてルクセンブルグ裁判管轄権を排除する約定 (Cour 1947. 6. 25; 1957. 12. 17; Cass. 1959. 7. 2; Cour 1961. 3. 15) 破産裁判所による破産宣告原因を宣告前六月以上の支払停止 (Zahlungseinstellung) にかからしめる場合 (Cass. 1927. 5. 27; Cour 1953. 5. 20. Art. 442 II, III, 445 (c. com.)) などがある。

四

(一) 《能力》

能力に関する問題は、ルクセンブルグにおいても他の多数の諸国と同じく、身分の問題と共に原則的にその属人法 (Personenstatut) によるべきことは、既に古くより判例上認められてくる (Trib. Diek. 1894. 8. 2; Trib. Lux. 1858. 10. 18)。
自然人については、民法三条三項によりルクセンブルグ人については当然その本国法たるルクセンブルグ法が適用される

が、外国人に対しても本国法によらしめる点は、フランス判例 (Trib. Seine 1950. 6. 28; Trib. Saint-Brieuc 1951. 6. 26. 一八八七年以来の確定した判例の態度とせられる) およびベルギー判例 (Trib. Kortrijk 1954. 10. 22) と同一であるとせられる (Trib. Lux. 1955. 12. 16); Cour 1958. 12. 3; Trib. Lux. 1961. 1. 4; 1962. 2. 8) そのうちでも、特に無国籍人 (Statenloser) については住所地法が適用せられる点も (Trib. Diek. 1899. 11. 16; 1923. 7. 19) フランス・ベルギーと軌を一にする。かかる判例の態度は、一九五四年九月二八日の無国籍の地位に関するニューヨーク条約第十二条の趣旨にも合致している。更に亡命者 (Flüchtlingen) についても同様に取扱われている (Trib. Lux. 1961. 7. 12; 1962. 4. 6; 1962. 4. 13. なお、Art. 12 der Genfer Flüchtlingskonvention, 1951. 7. 28) なお、国籍不明者 (nationalité indéterminée) についても住所地法が適用されるが (Trib. 1952. 7. 21) 国籍不明者の決定については、その者が本源国籍を喪失し、かつその当時の国籍を決定し得ない場合を標準とする (Trib. Lux. 1955. 11. 11; 1954. 11. 17; Cour 1956. 11. 28)。

法人 (Juristische Personen) については、大陸の多数国と同じく準拠法主義を採用せず (Trib. Lux. 1946. 12. 18; Cour 1947. 10. 8) 業務本拠地法 (Verwaltungssitz) により (Cour. 1927. 11. 29) その主たる本拠は、現実に《réel, effectif et sérieux》《その会社についての帳簿を記載し、そ

の文書を保持し、その統轄的業務執行およびそれにもとづく諸活動が実行せられる地」であるとせられ (Cour 1947. 10. 8) 従ってルクセンブルグに本拠を有する会社は、外国で設立せられた場合でもルクセンブルグ法に従う (前掲一九一五年法一五九条)。外国会社がルクセンブルグに支店 (Filial) を設置し固有の組織の下における業務執行者の指揮の下に營業をなすときはルクセンブルグ法に従う (Cour 1899. 12. 1. 但し国有化事件である)。これに対し、ルクセンブルグで營業をなすも代理権者を有せず、契約の締結およびその手続につき本国会社が代理権を有するときは、かかるいわば支店については、本国会社の準拠法が適用せられる (Cour 1927. 11. 29; Com. Lux. 1936. 8. 2)。なお、ルクセンブルグに「支店又は營業所」《succursale ou siège quelconque d'opération》を設置せんとする外国会社は、一九一五年法第一六〇条の規定に従い、同法第七六条・一〇五条・一三〇条の公示規定に従うことを要する。《succursale ou siège quelconque d'opération》とは、《すべての一副次的營業所、すべての從属的設備、すべての附属的会社活動の中心、であるが固定的・規則的に一定の場所を占め、会社を代表して法律行為をなしうる代表者が存続していることを要する》(Cour 1926. 3. 22)。

(二) 物権《Sachenrecht》

ルクセンブルグにおいては、フランス・ベルギーと同じく動産をも含めて、物権については物の所在地法 (Belegenheits-

cht) によることは確定的であり、それに関する判例は少ない。ただやや古い判例として、持参人証券であつて、ルクセンブルグで盗難にかかり外国で売却せられた事件につき、その地における移転の問題として売却地法を準拠法とした例があり (Trib. Lux. 1912. 7. 25)。また買手がルクセンブルグにおいて占有しているが、その物の外国の供給者の所有権留保につき、当事者間についてのみルクセンブルグ法により、第三者に対しては、破産でない場合でも対抗できないとした事例がある (Com. Lux. 1928. 7. 7; Com. Diek. 1936. 12. 12; Cour 1938. 12. 14; Cass. 1940. 3. 14)。なお、国有化法は、ルクセンブルグの公序に反するとせられる。

(三) 債権、特に契約《Verträge》

(1) 《契約準拠法一般》

ルクセンブルグにおいても民法一三四条に基き、各国と同じく国内法における契約当事者自治からして、国際私法上の準拠法指定につき当事者自治が認められており (Com. Lux. 1953. 3. 7; Cour 1925. 5. 29)。その典型的な場合としては、いまでもなく売買契約であるが (Cour 1932. 6. 29; Com. Lux. 1935. 12. 7; 1961. 3. 8)。そのち、ルクセンブルグ法が準拠法として明示的に指定された場合は、仲裁条項の如き強行規定も適用され、民訴一〇〇六条に反して仲裁人の具体的明示なき売買に関する仲裁条項は無効と解せられている判例があることに留意すべきである (Cour 1932. 6. 29. 但し、そ

の後一九三九・四・二の法によりこの規定は緩和せられてい
る)。

当事者の明示的指定なき場合は、行為地法《Abschlussort,
lex loci contractus》を推定意思と解すべき点については、判
例は確定せる態度を示してゐると見える (Cour 1896. 7. 16;
1898. 7. 8; Com. Lux. 1901. 7. 27; Trib. Lux. 1912. 7. 25;
Cour 1920. 7. 30; 1925. 5. 29; Com. Lux. 1933. 6. 16; 1935.
7. 5; Cass. 1940. 3. 14; Com. Lux. 1951. 12. 22; Lux.
1955. 2. 24; Com. Lux. 1961. 3.18; Trib. Lux. 1962. 2. 28)。
ただ、かかる態度がほぼ確定する以前、すなわち今世紀の二五
年頃までは、分離主義《eine Spaltungstheorie》を採用し、
契約成立については行為地法、契約履行については履行地法を
採用していたことは、フランス・ベルギーと異なる点で特に留
意すべき点であるが (Cour 1903. 3. 27; 1919. 1. 31; 1919. 10.
20, 1925. 5. 29)。今日においては全く影をひそめたといつて
よい点は前述の通りである。なお、行為地の決定については、
ルクセンブルグ法により、例えば、郵便による契約《Contrat
par correspondance》については、申込人が承諾の意思表示
を受領した地によらしめてゐる (Cour 1896. 7. 16; Com.
Lux. 1901. 7. 27; 1935. 7. 5; 1961. 3. 8)。ただし、単一代理
契約《Ein Alleinvertretungsvertrag》については、明示的
指定なき場合は、履行地法《la loi d'lieu d'exécution》によ
らしめる近年の判例がある (Cour 1958. 7. 8)。然し、この点

Bernecker は、前述の推定意思を行為地法とする一般的態度
につき、諸般の事情により当事者が黙示的に行為地法以外の他
の法を指定するものと強く解しうる場合にはそれを準拠法とす
ることを認めるべきであるとし、これに関連する二つの判例を
挙げている。その一は、ドイツにおけるフランス占領軍官庁が
一九四八年にドイツにおいてルクセンブルグ人と売買契約をな
し、しかもその契約が、軍命令により、すべての買主について
他の貨幣および支払条件についても劃一的に規律するその管
轄の普通約款の下においてなされた場合に、売手たるフランス
側はその売買価額とドイツ法による法定利息の支払を主張した
のであるが、ルクセンブルグ商事裁判所は、軍命令は、他の占
領軍所属国の国民との契約につき被占領地法によらしめる趣旨
であると述べた判決 (Com. Lux. 1952. 12. 6) であるが、
Bernecker は、これに対し反対し、《両当事者により熟知せら
れ、特に重要な部分につき両当事者につきその規定が共通であ
る》フランス法によらしめる意図であったと推定すべきではな
かったかとしている。その二は、契約はルクセンブルグでなさ
れたのであるが、両当事者は履行地および裁判管轄につき売手
のドイツ国内の住所を指定し、加うるにその期限につきドイツ
法を指定するものである (Com. Lux. 1953. 3. 7)。時効につ
いても、フランスの一部判例と異なり、ルクセンブルグでは契
約準拠法の適用範囲に属する (売買契約につき、Trib. Lux.
1932. 4. 22。なお貸借契約につき、Trib. Lux. 1933. 12. 20)。

(2) 《若干の個別的問題》

前述の如く、売買契約については推定意思として行為地法を準拠法とするが、そのほか同じく行為地法が適用せられる事例としては、労働契約 (Cour 1937. 3. 5. 但しこの場合は履行地もルクセンブルグ。一九一九・一〇・三一日旧法第三条に関する事件)、保険契約 (Trib. Lux. 1960. 6. 22. 同旨 Cour 1960. 12. 14; Trib. Lux. 1961. 3. 16; 1962. 2. 28 後二者は信用保険に関する)、旅客送送契約 (Cour 1954. 5. 10)、保証契約 (Trib. Lux. 1932. 2. 5; 1932. 7. 1)、災害地における災害補償和解契約 (Cour 1889. 11. 22)、団体の工場により製作される鉄産物売買に関する販売団体契約 (Cour 1910. 12. 2. 但し履行地も同じ)、有価証券担保契約 (Cour 1887. 7. 29) などがある。

これに対し、行為地法以外の法を準拠法とするものとしては、次のものがある。

その(一)として、買入物品の瑕疵調査 《Untersuchung von Sachmängeln》方式については、当事者間に別段の約定なきかぎりその物品の受取地法によるものがあり (Com. Lux. 1929. 1. 12)、その(二)は、債権譲渡 《Abtretungsvertrag》が特別の形式を要するか、またその手続の問題は、債務者 《debitor census, cède》の住所地法により決せられるとするものじもの (Trib. Lux. 1911. 3. 22; Com. Lux. 1934. 11. 3; 1958. 5. 3; Cour 1959. 12. 8)、その(三)は、委任および代理 《Auftrag

und Vollmacht》に関するものとして、次のものがある。すなわち、外部的な代理関係については、古くは、上訴最高裁判所により行為地法によらしめる判決があったが (Cour 1920. 7. 30)、その後地方裁判所が代理権授与地法としてのルクセンブルグ法を適用し (Trib. Lux. 1937. 4. 5)、更に上訴最高裁判所も、ルクセンブルグ内であつ、この地で行使する代理権につきルクセンブルグ法を適用するものがある (Cour 1941. 4. 23)。商事裁判所判決においても、内部的委任関係につき委任行為地によらしめる判決がある (Com. Lux. 1938. 10. 22)。フランス法系諸国では、委任につき衝突規則の上で内部関係と外部関係に区別しないのが通例であること、ならびに、近年の三判例からすれば、委任・代理を区別せず代理権授与地法によらしめると解せられる。

(3) 《手形》

手形行為の形式および効力については、古くは、交付且受領地法によらしめていたが (Cour 1875. 2. 11; Com. Lux. 1938. 6. 18)、以後一九六二年に後述の如く手形法統一に関する三条約批准に至るまでに、次の如き判例を見出しうる。すなわち、手形行為の方式については、振出 《die Emission》 (Cass. 1886. 2. 9; Com. Lux. 1917. 11. 29; 1929. 12. 5; 1937. 10. 23; Com. Diek. 1953. 7. 1; 1961. 7. 12; 1962. 1. 17)、引致 《das Akzept》 (Com. Lux. 1935. 7. 20; 1958. 12. 13)、裏書 《Indossament》 (Com. Lux. 1929. 12. 5; 1933. 10. 21; Cour

1934. 12. 12; Com. Lux. 1936. 1. 9; Cour 1937. 7. 21; Com. Lux. 1937. 10. 23; Com. Diék. 1953. 7. 1; 1961. 7. 12) のいずれを問わず、署名地法(行為地)によらしめ、当事者の国籍を問わなからめよ(Com. Lux. 1917. 11. 29; Cour 1937. 7. 21)。

手形行為の効力については、当事者が準拠法を指定するときには当事者自治を認めだが(Com. Lux. 1956. 12. 8; Com. Lux. 1958. 12. 6; Com. Lux. 1958. 12. 13)、明示の意思なきときは、署名地法によらしめよとせば、振出(Com. Lux. 1956. 12. 8; Com. Diék. 1962. 1. 17)をよび引受(Com. Lux. 1928. 6. 16; 1958. 12. 6; 1958. 12. 13)のいずれを問わなからず。

然しながら、ルクセンブルグは、ごく近年一九六二・一・八法により、一九三〇・六・七ジュネーブ手形条約を批准した結果、条約国相互間についてはこれに拘束せられることとなった。Bernecker は Baumbach Hefermehl, Wechselgesetz u. Scheckgesetz (1961) 311 f. により、現在の加盟国として次の諸国を挙げている。すなわち、ベルギー、ブラジル、デンマーク、ドイツ連邦共和国、フィンランド、フランス、ギリシャ、イタリ、日本、モナコ、オランダ、ノールエー、オーストリー、ポーランド、ポルトガル本国、スエーデン、スイス、ソ連の十八国である。(昭和三十七年十二月稿)